串間市では、不妊検査費・治療費、不育症治療費の助成を行っています。

【助成対象者】

- ★夫婦(事実婚関係を含む)のどちらか一方が串間市内に居住している方
- *健康保険に加入している方
- ※串間市税等の滞納がない方
- ※他市町村の助成を受けていない方(※宮崎県又は宮崎市の特定不妊治療の助成は除く)

【助成方法】

- 1. 各医療機関で治療費の支払い
- 2. 助成金の申請(C・Dは県、市それぞれに申請が必要です)
- 3. 助成金の支給
- *高額療養費制度の対象となる場合があるので、あらかじめ 各医療保険機関にてご確認し、手続きをしてください。

【助成内容】

検望	至•治療内容	助成内容	助成額の上限(※3)	注意事項	必要なもの(申請書等は市の窓口か公式ホームページで入手できます)
А	検査費	不妊原因を調べるため の検査費(※1)	30.000 円 / 年度内	特定不好治療と同時に由請される場合	①申請書 ②串間市不妊治療受診等証明書(医療機関が記入)
В	一般不妊治療	 医療保険適用の治療 (※2) 治療の一環として 行われる検査費 医療機関が交付した 処方箋による調剤費 文書料 	て した 剤費 100.000 円/ 年度内	特定不妊治療と同時に申請される場合は、県の助成後2か月以内に申請してください。 一般不妊治療のみ申請される場合は治療終了後6か月以内に申請してください。 ※上限に達するまでは何度でも申請できます。	③領収書等 ④住民票(市民協働課で手続き) (交付後3か月以内。夫婦の氏名続柄が確認できるもの) ⑤完納証明書(申請者及び配偶者2名分。税務課で手続き) ⑥保険証(申請者及び配偶者2名分) ⑦申請者の通帳 ⑧承諾書 ⑨事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本(事実婚の夫婦のみ)
С	特定不妊治療	自己負担額から 県による助成額を 差し引いた額		県の助成後、2か月以内に申請してください。 ※先に宮崎県又は宮崎市の助成を受けている必要があります	①申請書 ②宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書(特定不妊治療実施者のみ) ③宮崎県助成金給付決定通知書(不育症治療実施者のみ) ④領収書等 ⑤住民票(市民協働課で手続き) (交付後3か月以内。夫婦の氏名続柄が確認できるもの) ⑥完納証明書(申請者及び配偶者2名分。税務課で手続き) ⑦保険証(申請者及び配偶者2名分) ⑧申請者の通帳 ⑨承諾書 ⑩事実婚関係に関する申立書・2名分の戸籍謄本(事実婚の夫婦のみ)
D	不育症治療	自己負担額から 県による助成額 (上限8万円)を 差し引いた額	40.000 円 / 1 回の妊娠期間	<u>県の助成後、2か月以内</u> かつ、治療を受けた年度の3月末日までに申請してください。	

- ※1どの検査が「不妊原因を調べるための検査」に該当するかは、医療機関が証明します。
- ※2医療保険適用の治療には年齢や回数の要件があります。詳細は医療機関や厚生労働省ホームページでご確認ください。
- ※3保険者独自の附加給付がある場合は、その額を控除した額を助成します。
- ★入院費、食事代は含みません。

串間市 福祉事務所 子育て支援係 TEL (0987) 72-1123 内線 505・508